

## 厚生文教委員会会議録

平成20年5月12日(月)

(開 会) 10:07

(閉 会) 14:00

### ○ 委員長

ただ今から、厚生文教委員会を開会いたします。「教育・子育て環境について」を議題といたします。「飯塚市立鯉田保育所にかかる民間移譲候補者選考結果について」執行部の説明を求めます。

### ○ 保育課長

飯塚市立鯉田保育所の民間移譲候補者選考結果についてご報告いたします。

飯塚市立鯉田保育所の移譲先法人の申請受付を平成20年3月14日から3月19日の期間で行いました。その結果、飯塚市内で認可保育所を運営している3法人と、飯塚市内に住所を有する社会福祉法人1法人の計4法人からの応募がありました。公立保育所運営検討委員会で飯塚市立鯉田保育所の民間移譲の候補となる団体の審議を重ねた結果、社会福祉法人くすの樹会が適当であると決定いたしましたので、平成20年5月9日に、市長に対して答申をおこないました。飯塚市といたしましてもこの答申を尊重し移譲先法人と決定いたしました。今後は、児童や保護者の不安を取り除くために、社会福祉法人くすの樹会・保護者会・飯塚市の三者による協議を十分おこない、民営化を円滑に実施できるように相互理解に努めてまいりたいと考えております。

お手元の答申書の説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。選定協議の中で、各委員から次のような付帯意見が出されました。移譲までとして、①引受法人・保護者会・市(保育課)の三者による協議を行い、相互理解に努めること。②移譲の条件を尊重し、十分な引継ぎを行うこと。移譲後として、①保護者会の意見を尊重し、従前の保育内容や行事を継続すること。②新たな事業を行う場合は十分に保護者会の理解を得ることとし、必要に応じて市(保育課)も加えて協議を行うこと。③鯉田地域との繋がりを大切にされた保育所運営を行なうこと。④保護者会の同意を得ずに新たな費用負担を求めないこと。⑤施設認可に関する変更については、市(保育課)の承認を得ること。3ページをお願いします。選考の経過につきまして、記載していますように審議会を6回開催しております。4ページをお願いいたします。審議における基本的な考え方として、民間移譲の候補者の選定にあたっては、どの法人の保育所運営が適切なものかという観点ではなく、鯉田保育所の移譲先として、どの法人が最も適切かということの基本として、提案書、財務諸表、保護者に対するプレゼンテーションの内容、ヒアリングの質疑を参考にしながら、次の基準に照らして審査いたしました。①理事長及び新施設長が、保育に対する熱意と児童の安全確保に対して高い意識を有していること。②保育内容や行事を継続し、延長保育等の実施が可能であること。③職員の採用計画や臨時職員の採用を含めた移譲時の子どもや保護者の不安に対する対応が十分可能であること。④保護者会の意見を反映させる姿勢があること。⑤安定した経営基盤があり、適正な収支計画が示されていること。⑥選定評価基準は、33項目400点満点とし、200点を標準にして採点を行う。5ページをお願いします。選定評価基準につきましては、①保育所運営について②保育所内容について③職員について④保護者・地域に向けた取り組みについて⑤財務状況等について審議いたしました。飯塚市立保育所移譲申込書概略につきましては、記載のとおりでございます。説明については省略させていただきます。以上、簡単でございますがご報告とさせていただきます。

### ○ 委員長

説明が終わりましたのでただいまの説明を含め全般の質疑を許します。

### ○ 楡井委員

いくつかお訊ねしたいと思いますが、保育者または保護者会ですかね、これの不安がぬぐえるかどうかというのが一番の課題ではないかというふうに思います。また行政としては保育という次の世代を育成するという地方自治体が全面的に責任を持たなければならない事業でありますので非常に大切な事業だというふうに考えるわけです。その二つの点から少し中身についてお聞きしますのでよろしくお願いします。まず第一に移譲前までの委員会の付帯意見書ですね、これで移譲までの問題について二つ言われています。そのうちの一つが保護者会を含めた三者による協議ということになっています。二つのうちの一つの中にきちんと保護者会の位置づけがなされています。それから移譲後の問題として五点書いてありますが、その五点の中にも保護者会という文言が五点の中の四点に含まれています。それでこの付帯意見が全部で七つあるうちに五点の文書の中に保護者会の意見を尊重しなさい、保護者会に十分説明をしなさい、地域とのつながりをというふうに列記されています。そういう意味では付帯意見は非常に重要な、といいますか、保護者会の、地域の不安を取り除く意味では立派な内容だというふうに思います。その立場から評価基準というところを見てみますと、移譲までの問題でのくすの樹会は4つの法人中、移譲までの①それから、移譲後の①から④まで、この基準を見ると一番最低の水準になってるんじゃないかというふうに思うわけです。この点についてはどんなふうに考えているかをお聞きしたいと思います。

○ 保育課長

移譲先法人につきましては審議会の方では総得点で222点ということでくすの樹会を決定しております。

○ 楡井委員

その1、2、3、4、5という選考分野という項目があるわけですね、これの総得点が222点ということで選んだというお答えですが、この222点については後ほどおうかがいしますが、私が今指摘したのは、保護者会またはその地域、こういうところに安心を与えた移譲にならなければならないというふうなことが付帯決議の中にも強調してあるわけです。この点から見て23点、25点、25点、25点という点数、くすの樹会が一番低いわけですね。この点でどうなのかということです。

○ 保育課長

委員ご指摘の件につきましては、先ほども申しましたけど全体トータルでしてはいますが、2の保育内容についての(1)の現在の保育内容や行事を継続することが可能であるか。(2)延長保育や休日保育の実施が可能であるか。3の職員について(1)の移譲時における子どもや保護者の不安への対応が十分期待できるか。などということも加味した中で総トータル222点ということで、くすの樹会に決定していますのでご理解願います。

○ 楡井委員

トータルでという最初の答弁の中身をご説明になったんですが、特にですね、保護者・地域に向けた取り組みという項目をわざわざ設けてですね、その中で保護者会の意見をどうか4項目中身を書いてあるわけですね。にもかかわらず、くすの樹会は最低の点数になっているということ言えば他のところがよくてもこの保護者会・地域に関する点数で不安が生まれるということになりはしないかということなんですけど、その点はいかがですかね

○ 保育課長

何度も同じ答弁で申し訳ないんですが、この審議会の中は総トータルの222点という点数で、一番高い点数をとった法人、くすの樹会に決定をしていますので、最初言いましたけど、1 保育所運営について。2 保育内容について。3 職員について。4 保護者・地域に向けた取り組みについて。5 財務状況等についてということで、すべてのことについて審査した結果で点数が一番高かったくすの樹会に決定していますのでご理解をお願いいたします。

○ 楡井委員

1の保育所運営について、それから2の保育内容について、3の職員について、これはどこの保育所であっても当然のことなんです。ただ後で申しますけど財務内容、それから保護者との関係ですね、ここがどうなるかというのが地域に安心、保護者に安心を与えるかどうかというポイントだと思うんです。上から三つは、これはどこの保育園でも100点とらなきゃならない問題だと思うんです。そういう意味でどうしても気になるので4番をしつこく質問しているわけなんです。答弁は変わりませんか。

○ 児童社会福祉部長

先ほどから担当課長が説明していますように、内容的には私の答弁も一緒になろうかと思えます。質問委員ご心配されてるところの4の保護者・地域に向けた取り組み、ここの項目の中でくすの樹会の点数だけが低いというところの観点でのご質問であるというふうには考えています。先ほどから課長が言っていますように、一応この民営化に伴う移譲をスムーズにやっていく、それと保護者、園児の不安戸惑いを最小限に抑えていくという考え方の中で4番の保護者・地域に向けた取り組み、ここのほうのウエイトは確かに大きいと思います。しかしながら保護者の不安戸惑いを少しでも解消するということにつきましては3番の職員についての(1)のところでも述べていますし、2の保育内容のところでも関連がございます。つきましては公立保育所運営検討委員会で4法人の申請がなされ選考した結果の総合点数、基準はあくまでも200点ですと、そういった観点の中での選定が行われた結果ですのでご理解いただきますようお願いいたします。

○ 楡井委員

どうしても不安が拭いきれないという関係がありますので、もう一つ具体的にお聞きしますが、4番の(1)ですね、保護者会の意見を反映させる姿勢があるかということ、これわざわざ網掛けにされてますね、下に注意がありまして、1項目10点満点で網掛けの項目は重点項目として20点満点としたところあります。この23点を取っているくすの樹会のこの項目についての点数は何点ですか。

○ 保育課長

大変もうしわけありませんけど、指定管理につきましても選定評価書の各審査項目については公表していませんのでご理解をお願いいたします。

○ 楡井委員

ひょっとしたらこの(1)の項目はこのくすの樹会は0点だった可能性もあるわけですよ。50点満点の23点ですから他のところで10点ずつとれば30点になるわけですよ。そういう評点でしょ、総合計で計算するということになると、意地悪な見方をすればそういわれても仕方がない、内容を言わない以上ですね。それを指摘しておきます。

それから(4)の苦情に対する対応、これについてはどんなふうですかね、この内容についても説明していただきたいと思えますけど。

○ 保育課長

何度もお答えして申し訳ないんですが、指定管理と同じように各審査項目についてはお答えしていませんのでご理解をお願いいたします。

○ 楡井委員

別の綴りに書いてありますけどね、この文章だけ見ればどこも同じような感じになってるんですよ。ですから、それはさておき次の質問に移します。結局項目ごとの点数は申し上げられないということの答弁だと思います。したがってこの項目で言えばやはり保護者の方たちの不安が拭い去れるのかなという疑問が残ったままになるというふうに思います。それからページ3のところにあります、審議についての基本的な考え方、ここの中にも4項目に保護者の意見を反映させる姿勢があるかということ審議したというふうに強調されているわけですよ。にも関わらず、今言ったように契約することになったくすの樹会については点数が一番低い、

そういう意味では保護者の意見はあまり採用しませんよということにもなりかねない内容ではないかというふうに思います。まあ、それはそういうことで指摘しておいてですね。5ですね先ほどの評点のところの第5分野ですけど、財務状況、これ70点が総点数ですよ、この財務状況が70点満点のところを持ってきて一番右の法人だけがやっと半数のところ、100点満点でいう50点、2分の1のところまで達しているけども、あとのところは半分以下ですよ、みんな。そういった見ると果たして安定的な経営ができるのかという疑問がわくんですが、その点どうですかね。

○ 保育課長

鯉田保育所ですけど、移譲を受けた法人については、今鯉田保育所が120定員ですので、約年間1億円の運営費が国の基準に基づいて交付されるようになります。運営費は保育料の徴収率などに関係なく移譲を受けた法人に交付されることとなりますので、経営については大丈夫ということでありませぬ。

○ 楡井委員

そういうことであれば70点満点に到達せねばならんということだと思ふんです。70点中の33点でしょ、評点が、くすの樹会ですね、他のところもそうです、黒塗りの真ん中なんて25点しかない。こういう経営状態というか財務状況で果たして安心して運営を任せられるんだろうかという疑問についてはどうでしょうか。

○ 保育課長

先ほどもお伝えしましたが、民間移譲の候補者の選定に当たってはどの法人の保育所運営が適切なものかという観点でなく、鯉田保育所の移譲先としてどの法人がもっとも適切かということの基本にして、提案書、財務諸書、保護者に対するプレゼンの内容、ヒアリングの質疑を参考にしながら行いましたのでご理解をお願いします。

○ 楡井委員

わざわざ鯉田保育所を移すのに一番適したところをというふうに断られましたけど、私は移譲の一般論を言ってるわけじゃないですよ、鯉田保育所を移す問題について質疑しているわけですよ間違えないようにしていただきたいんですが、それで未来永劫現在の園児がずっと確保されるということではないと思ふんですよ。1億円来てるから安心だというふうに言われました。この1億円が、国からくる補助が交付金としてそのまま渡すから安心だというふうに言われますと、この保育園はそういう補助金を当てにただけで運営をしていくというふうなことにも聞き取れるわけですよ、人数は減ると補助金は減ると、そういう補助金だよりの運営で果たしていいのかどうかという点が、この33点に現れてるんじゃないですか。

○ 保育課長

今議員ご心配の件ですが、保育所につきましては保育する人の数によって運営費は払われていますので、保育する園児が減れば先生のほうも減るということで経営については安心して行われていくものと考えています。

○ 楡井委員

今の話を意地悪く考えれば、園児が減ったら職員もどんどん減らしますよということに、そういう話じゃないですか。そういう意味ではやはり財務状況というのが33点というような低い状況の中ではやはり不安だと思ふんですよ。逆に人数が減って行って運営がきつくなれば保育料の値上げという形に反映されることになりませぬか。

○ 保育課長

先ほど言いましたけど、園児が減って行けばそれに伴って、国の基準で先生の数も決まってまいりますので、国の基準にしたがって決めています。それから保育料が上がるというのは、統一していますのでそこだけが上がったりすることはありませんのでご理解をお願いします。

○ 楡井委員

保育料の値上げの話で言えば、今統一ということですから、飯塚市全体の私立で17園、それから公立がという形になってきますから、鯉田だけが突出して人数が減って行くということでもないんじゃないかと思うんです。全体が減って行く、そうなってくると当然全体の保育料も上がって行く、当然そのうちの一つの鯉田も上がって行くということになるんじゃないかと思うんですね。いずれにしてもこの33点というような低い状況の中で、もし経営放棄というようなことも考えられないことはないんじゃないでしょうか。

○ 保育課長

先ほど言いましたけど、年間約1億円の運営費が国の基準に基づいて交付されることとなりますので、経営放棄になることはありません。

○ 楡井委員

この近隣で保育所が潰れたという話はあまり聞いたことがないと思うんでそういう心配はないのかも知れませんが、いずれにしてもこの財務状況は非常に不安定といいますか、確信がもてない状況ではないかというふうに思います。それで今の6項目ですかね、選定評価基準400点満点中222点ということなんですが、この400点満点というのが現在の保育水準の最高の水準なのかどうかをお聞きします。

○ 保育課長

基準はあくまでも200点でございます。

○ 楡井委員

私が聞いたのは、全国的またこの飯塚市において、福岡県において400点というのが現在日本で行われている保育所運営の最高基準なのかどうかということをお聞きしているんです。

○ 児童社会福祉部長

先ほどから200点が基準点ということで課長が答弁いたしています。もう少しわかりやすく説明させていただきます。各項目の評点につきましては5段階、1点、3点、5点、7点、10点これが10点満点の場合、20点満点のときは倍になります。それでこの審査に入る前に委員会として基準となる点数を何点とするのかという協議を前段でされております。基本はあくまでも5点だと5点あれば十分ですよという基本的な考え方でいきましょう。結果的にどこの点数を主にとられたかと申しますと、3点、5点、7点のところの基本ベースです。ですから特に優れているというところでの10点とか、特に劣っているところでの1点という項目については少ないというようなことでのご理解をお願いいたします。いずれにいたしましても通常学校の成績なんかで言ったときに100点満点とか、50点じゃ半分しかとっていないよというイメージはあると思います。ここのところが非常に大きいのかなというふうに私も質問受ける中で思っていますけど、この選考委員会の考え方としては200点であれば標準であると。移管先の法人としては適切であるという判断であります。そういったところで選考の結果を提案させていただいていますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○ 楡井委員

私の質問がわかってないんじゃないですかね、この400点というのが現在日本の保育行政の最高水準なのかどうかと聞いているんですよ。それを3点だとか5点だとか7点だとか、そういうことはきいていません、それはあとでききます。どうですか400点というのが日本の保育行政の最高水準なのかどうかそういう点から割り出した点数なのかどうかを教えてください。

○ 児童社会福祉部長

議員ご指摘の400点満点が日本におけるところの保育の最高レベルということなのですが、先ほど来から課長が答弁していますように、鯉田保育所の民営化に伴う移譲先法人としての適正か否かという判断をこの選考委員会で審議したわけですので、ご質問の趣旨

と答弁がかみ合わない部分が出ているということについてはご理解願いたいと思います。

○ 楡井委員

私が今質問しているのは非常に一般論なんです。この400点というのが、今の保育行政の最高評点が400点ということになっているのかということをお願いしているんですよ。質問わかりますか。これがはっきりしないとこの222点とか、今言われた200点とかが非常に曖昧になってくるんですよ。そのときそのときの状況で200点にしてみたり250点にしてみたり150点にしてみたりするわけですね。それも行政に担当者のところでどうにでもなるというようなことになるからですね、この400点というのが重要な内容になってくるわけですよ、そこをきいているわけです。だからこの400点という点数が現在の保育行政の最高点ではないと、最高点は200点だよということであれば、また議論は違ってくると思うんですよ。だからこの400点に焦点を当ててですね、200点以上ということにしたのであれば、200点というのは何かということになるわけですよ。では、わざわざ何で400点にするかということになりませんか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:37

再開 10:44

委員会を再開いたします。

○ 保育課長

先ほども答弁しましたように200点を基準としていますのでご理解をお願いいたします。

○ 楡井委員

大変時間をとらせてすいませんね。はじめの委員会への付帯意見といいますかね、この内容があります。さらに審議における基本的な考え方ということが6点列記されてるわけですが、いずれにしても預けている保護者の方たちの不安、さらには地域との関連、何よりもこの園児さんたちの状況を考えなければならないと思うわけですね。それでそういう点から見て、200点を基準にしてというふうにした場合、400点を満点としというわざわざ点数の上限を書いているわけです。そういうところから見てこの200点を基準にしてということ言えば400点に近いほうがいいわけですよ、この222点というのは55%くらいしかあたらない、そういう、この文章からすれば非常に評点の低い内容ということを指摘しておきたいと思いません。

○ 江口委員

まず、応募要件の方から確認させてください。こちらの鯉田保育所の民営化に際して応募できる法人について、私自身は実際に保育の現場をやったことがある法人であるべきだというお話をさせていただきました。そして検討委員会でもそちらのほうをしっかりと吟味検討したうえで応募要件を決定していただきたいとお話をさせていただきました。現実にはどのような協議があつてどのような形で決まったのかお聞かせください。

○ 保育課長

応募要件につきましては平成20年2月21日の厚生文教委員会でご報告しておりますとおりでございます。

○ 江口委員

で、今回応募にあった法人は、すいません最初にご案内があったかと思うんですが、応募された法人はどういった法人でしょうか。

○ 保育課長

飯塚市内で認可保育所を運営している3法人と飯塚市内に住所を有する社会福祉法人1法人、合計4法人でございます。

○ 江口委員

その社会福祉法人は一体どのような事業を行っていた団体ですか。

○ 保育課長

高齢者事業です。

○ 江口委員

その法人が保育という部分に乗り出す、それはその法人が自分の部分でやるのはまったく構わないと思うんですが、今回は鯉田保育所という部分をお任せするものを選んだわけです。実際に選んでみて、応募があつて、検討してみて、どのような印象を持っておられるんでしょうか。

○ 保育課長

印象と申しますよりも、書類審査などにおいて先ほど審査項目がありましたけど、それに基づいて審査いたしています。

○ 江口委員

点数を見ると222点の次は215点、そして残りが195点と196点ですよ。ある程度任せるに足りると評価しているのかどうか。

○ 保育課長

先ほども申しましたけど、4法人の中でくすの樹会に決まりましたので、今の任せるに足りるということですかね。・委員会としては、くすの樹会に決まったということでございます

○ 江口委員

なぜこれを訊くかという、この部分が今後保育所が民営化なされることに、その基準となっていていいものかという部分で不安があるわけです。だから訊いているんです。ですから今後民営化をするときに今の部分が基準となりえるかどうか、それを考えるためにも今回の社会福祉法人が入った事がよかったかどうかはある程度検証しなければならないと思うんですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

質問委員のほうからご質問いただいております。過去、本会議、委員会、特に先ほど担当課長言いましたように2月21日の委員会において募集要項または申込書の内容等のご意見等を十分賜ったところでございます。移管先法人の決定につきましては委員何度もお聞きになっていると思います。横田保育所の方には、合併前は市内の市立保育所を運営する法人と限定をしていました。その後、国の方が方向性といたしまして今までは福祉法人だけしか市立保育所は運営できなかったけれども、民間活力の導入という視点から株式会社もOKだよと、NPO法人でもOKだという方向性を平成10年くらいから出てきたという経過があるわけでございます。そういった中で執行部といたしましては先ほど来から課長が答弁いたしていますように、3つの法人の対象、ひとつは市内の市立保育所を運営する法人、これは従来どおりです、これに新たに市内の社会福祉法人、三番目としましては子育て支援の実績のあるNPO法人等を募集の対象者として広げるということについての報告なり説明をしていただいた中で委員会の審議を願っておったところです。その時も私は言っておったと思いますが、そういった門戸をある一定開きませんことには、今後、飯塚も将来的には民間活力の導入を見据えた中で公立保育所の民営化は来年度に次世代育成支援対策行動計画の後期計画を作るときに専門部会を立ち上げた中で認定子ども園、幼稚園、保育所の今後のあり方の検討を進める中で具体的な計画が出てこようと思います。しかし、将来的な考え方の中で現在の私立保育所の法人だけに限定することではなく、もう少し幅を広げたらどうだろうかというご提案をさせていただいた中で今回の募集要項というふうになっていますので。過去にも私答弁したと思いますが、どうしても保育の実績がないような法人がすぐに応募されてもなかなか厳しい部分があるかも知れませんが、しかし将来に向けて当然こういった高齢者施設におきましても子どもさんとの世代間

交流事業とか、たとえば保育所のほうに高齢者の方が訪問される、また高齢者の施設のほうに園児さんたちがお伺いした中での地域間の交流事業を進めるということはこれからの保育の中でも重要な位置づけになるのではなからうかというふうに考えております。そういった視点の中で今すぐにどうこうということではありません、一定の門戸を広げた中で、将来的にそういったいろんな分野での法人、今回は高齢者の施設ですけど、障がい者施設のノウハウ、今、特に虐待の関係や何かでの社会問題というのも大きくなっています、そういったいろんな形のノウハウを想定した中での民営化法人の対象先ということを考えて中で今後とも対応させていただきたいというふうに考えています。

○ 委員長

部長、質問委員は民間法人とかNPO法人を入れたことについては何も言われていないんですよ。今後、今度の検証した結果でどうやって行くかの方向性を出して行くのかということ質問してあるんです。前の入れることについての協議のことの質問じゃないんですよ。今度結果が出たでしょ、その中で執行部としてどう考えてあるのか、今後も入れていくのかどうか、そういうふうなことを質問してあるんです。もっと前向きな部分で答弁してください。

○ 児童社会福祉部長

委員長のほうからもご指摘を受けましたが、ちょっと私の説明がわかりにくい部分があると思っています。いずれにしても今後とも現在掲げていますところの3つの法人を基本的な考え方に据えて民営化を進めてまいりたいと考えております。

○ 江口委員

実際に現地を見たという部分がありましたですね、第3回になるのかな。第3回の検討委員会の中で4月1日午後1時から応募法人の運営施設の現地視察を行っています。その部分でどのような、おおよそどのくらいの時間でどういった部分に重点を置いて見たのかをご案内いただけますか。それと併せて評価基準を見ていると書類審査という形ですっていったのかと思われませんが、そういった現地を見た部分がどのように反映されたのか、その部分のご案内と併わせてお願いいたします。

○ 保育課長

各施設とも約30分間施設を見せていただき、保育室、調理室等の状況、入所児童・職員等の状況、児童台帳等の保管状況、避難マニュアル等の確認を行ってまいりました。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:57

再開 10:58

委員会を再開いたします。

○ 保育課長

2の保育内容についてで、食育に対する取り組みが行われているか、栄養士による献立やアレルギー対応が図られているか、安全衛生管理に十分配慮されているか、児童の安全確保のため日常的な遊具の安全確認を実施しているかなどに反映されています。あと、5の財務状況等で、経理帳簿・台帳等を整理し、指導監査に適切に対応できるかということに反映されています。1の保育所運営についての、事故や緊急時の指示系統・連絡体制・通報体制が明確になっているか、事故や災害、不審者に対する訓練を実施しているかなどに反映されています。

○ 江口委員

たぶんですね、それぞれの各法人から出された提案書があつて、それが実際にきちんと守られて出来ているかという部分を見られたと思うんですね、そういった部分でそれぞれに入っているという理解でいいですかね。

○ 保育課長



そのとおりでございます。

○ 江口委員

あとですね、実際にプレゼンテーションが行われています。この中では保護者会、検討委員会に対するプレゼンテーションを実施したとあります。公開でやるというお話もあったと思うんですが、こちらのほうの保護者会、検討委員会に対するプレゼンテーションもう少し詳しく教えていただけますか。

○ 保育課長

プレゼンテーションの内容につきましては、1 保育所の移譲を受けたと思われる理由。2 移譲時の子どもたちや保護者の不安を解消するための施策。3 保育所の運営についてでございます。

○ 江口委員

保護者会、検討委員会に対するプレゼンテーションと書いてあるんですが、これは保護者の方全員を対象として行われたものという形でいいですか。

○ 保育課長

今度は役員会を中心に行っていますので、役員会を対象に行っています。

○ 江口委員

あとですね、付帯意見にもありますように、今後の三者による協議、引継ぎ等が大切になっていきます。そのやり方ですね現状ではどのようなやり方で協議を行う、また引継ぎについてはどの様に行うと考えておられるのか。

○ 保育課長

10月から1月まで園長、主任クラスの方に毎日1名、2月から3月は保育士、調理士を含め毎日5名以上の職員の方及び移譲先に雇用される臨時職員10名と鯉田保育所の職員とで引継ぎを行います。また、保護者会、保育課、及び移譲法人三者による説明会及び意見交流会を随時開催し、円滑に引継ぎが出来るようにしたいと思っています。

○ 江口委員

引継ぎについては以前ご案内があったとおりということでもよろしいですね。で、三者の随時協議なんですが、これ、随時と言われたら随時なんだろうけど、おおよそどれくらいのペースでやると考えておられるのか教えていただけますか。

○ 保育課長

早速、15日に鯉田保育所で保護者会と移譲を受けるくすの樹会と市とで話し合いをして、それでいろんな問題点が出たらそこで随時行って行くということですのでご理解願います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査したいと思いますすが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:03

再開 11:10

委員会を再開いたします。

次に、「高齢者対策について」を議題といたします。「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」執行部の説明を求めます。

○ 介護保険課長

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に見直し・策定についてご報告いたします。

資料（A4）2枚の事業計画等の策定についてというのをお願いします。1の策定趣旨ですが、現在の計画は、介護保険制度の適切に対応し、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため高齢者保健福祉計画と一体的に策定し、18年度から20年度までの計画となっています。介護保険事業計画は、介護保険法に基づき3年毎に見直すことになっていきますので、20年度中に、新たに21年度から23年度までの計画を策定するものです。

2の策定の方法でございます、この計画策定にあたりましては、高齢者の実態調査の実施するとともに、高齢者の実態及びニーズを把握に努めると共に、介護サービスの実績等の分析を行い、問題点を整理した中で、国の方針（制度見直し等）を踏まえ計画を策定してまいることとしております。なお、この計画の内容審議につきましては、市長の諮問機関である飯塚市高齢社会対策推進協議会において逐次協議していただきまして、21年2月までには、事業計画原案の最終案を作成しまして市長に答申をしていただく予定と考えております。

別紙の2枚目をお願いします、3で計画策定スケジュール表に大まかに日程を記載していますが、左側の上の高齢社会対策推進協議会では、4月に計画策定を諮問しまして、8月以降に計画案の検討となっています。それまでの間に高齢者の実態調査、給付実績の分析や将来人口・事業量の等の推計などを行い、これらの基礎データを基に、8月以降協議会で具体的な審議にはいってまいります。なお、当委員会にも必要に応じて報告なりをしながら、計画の策定を進めさせていただきたいと考えております。

資料1枚目に戻っていただきまして、計画策定に基礎資料となる4の実態調査の概要につきましては、5月下旬から6月にかけて郵送による調査票の送付回収の方法によりまして調査実施いたします。なお、調査対象者は在宅サービスを受けている要介護者、施設入所中の要介護者及び認定を受けていない高齢者の方の3種類で、調査人数はそれぞれ資料に記載のとおりとなっています。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、全般の質疑を許します。質疑はありますか。

○ 楡井委員

今年の4月1日から後期高齢者医療制度が実施されまして、この制度そのものは高齢者福祉というところから大きく外れるものだと思っておりますが、その後期高齢者医療制度の不十分な点といいますか、その状況がこの高齢者福祉保健福祉計画ならびに介護保険事業計画の中には加味されるのか、またはそういう視点があるのかどうかについてはいかがでしょうか。

○ 介護保険課長

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、介護福祉に関わる分野の問題などを介護保険制度に適切に対応して総合的な推進を図るため策定するものでございまして、医療の分野まで拡大いたしますとかなり焦点がぼけると申しますか、ありますので、基本的には保健福祉及び介護保険の部分の調査ということに考えております。

○ 楡井委員

調査ということではなくて、策定の趣旨にそういう視点があるのかなということですけど、今の説明から類推しますと、後期高齢者医療制度のとの関連はないということではないかと思えます。それから二つ目の策定方法なんですけど、推進協議会の構成についてお聞きしたいと思います。それから数的な問題で簡単ですから、4番の実態調査に関連して（2）の調査対象者及び調査数ということで1800件、1900件、1500件というように書いてありますが、それぞれ何件中なのかなということがわかりますでしょうか。

○ 介護保険課長

まず一点目の高齢社会対策推進協議会のメンバーでございますが、学識者、地域住民団体、

保健医療福祉の分野の代表及び一般公募市民の方など現在24人の方で構成されています。学識者が1名、地域住民団体が8名、保健医療福祉の分野が12名、一般公募の市民の方が2名、その他の方が1名、計24名となっています。

それから2点目の、在宅1800件でございますけど、在宅要介護者は概ね5200人ほどいらっしゃいます。概ね2人に1人くらい。それから施設要介護者の方ですが、これ900件としています、実際は1300人ほどいらっしゃいますけど、市内の施設の方が中心になっていますので市内の施設については概ね全部ということになります。それから認定を受けていない65歳以上の高齢者の方ですが、概ねですが25000人ほどいらっしゃいます、その方のうち1500人ということですよ。

○ 楡井委員

要望をしておきたいと思います。介護保険は予防というのが中心と申しますか、重点、大きいと思うんですね。そういう意味からして一番下の65歳以上、私も対象の一人ですが25000のうちの1500という意味では数が少ないんじゃないかなと思います、費用の関係もあるでしょうが広げて調査をするべきじゃないかと思います。

それから介護保険について二つほどお聞きしたいんですが、この間、認定者数の増減の推移がわかりましたら教えていただきたいと思います。それから今言いましたように予防が重視されているという基本方向だとか思うんでそういう予防重視というのが具体的にどういうことで推進されているのかお分かりであれば教えていただきたい。

○ 介護保険課長

一点目の認定者の推移ですが、20年3月末現在の認定者数ですが、要支援1・2いわゆる予防給付の対象となる方が2,422人それから要介護1から5の介護給付の対象となる方は4,049人で合わせますと6,471人というふうになっています。去年の19年3月末現在が要支援1・2の方が2,205人で、要介護1から5の方は4,341人、合計が6,546人ということで1年間で認定者の数はほぼ変わっておりませんが、要支援1・2の方が概ね200人ほど増えまして、要介護1から5の方が概ね200人ほど減っている状況です。ただ、介護保険事業計画の数字と比較しますと要支援1・2の方については概ね計画より800人くらい少ないと、ただ、要介護1から5の方については計画では4,013人ですので、今現在4,049人ということではほぼ変わりはないということですよ。一点目については以上です。

○ 高齢者支援課長

おたずねの介護予防の視点の件ですが、介護予防の視点で重視しているサービスは、配食サービス、生きがいデイサービス等々約14項目の介護予防の事業を実施しています。また20年度から筋力アップ教室、介護予防のための検討予防等を含めましたサービスを新たに実施しています。

○ 楡井委員

そういう事業が前向きに方向で進められているかどうかという点についてはどうですか。

○ 高齢者支援課長

サービスの提供を十分に拡充するように努めています。

○ 楡井委員

1点だけ具体的にお聞きしますけど、配食サービスが値上げになりましたよね、これについての利用者の増減はどうですか。

○ 高齢者支援課長

まだ精査していませんが、18年度におきまして70,156食の配食に対しまして、19年度約71,130食と増加の傾向でございます。

○ 楡井委員

値上げにも関わらず利用者が増えているということになるわけですかね、そうなってくると

こういうサービスをお金が掛かっても受けなければならない人が増えてるという関係ですから、予防ということが重視される状況の中です、しっかりとがんばっていかなければならないんじゃないかと思います。今後ともご努力願いますようにお願いします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( 他に質疑なし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をすることで継続審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の12件について報告したい旨の申し出があります。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「児童虐待事案について」報告を求めます。

○ 児童育成課長

平成20年4月9日、児童虐待容疑で、母及びその内縁の夫が逮捕される事件が発生しましたので、ご報告いたします。

当世帯の状況は、母(30歳)、長男(7歳)、次男(6歳)及び内縁の男(34歳)であります。平成20年2月26日次男が救急車で病院に搬送され、意識障害や全身打撲があり、医師が警察へ通報したものであります。この世帯に関しましては、平成18年7月に児童虐待により、福岡県田川児童相談所が、同兄弟を一時保護し、その後施設に措置入所させた経過があります。平成19年8月28日に措置解除となり、家庭引き取りとなっております。この家庭引き取りに際しては、田川児童相談所は、長男は小学校に、次男は保育所に見守りを依頼し、注意をしていたものであります。保育所の対応としましては、以前に児童虐待により保護された経歴があることを把握していましたので、入所した平成19年9月3日から日々の保育所での次男の身体の状態、生活態度の見守りを行い、詳細に個人記録を作成し、異常があれば、田川児童相談所や児童育成課内に設置しております家庭児童相談室へ報告をおこない、また、長男が通う小学校とも情報の交換を行ってきました。この次男は平成20年1月11日以降、連絡もなく休みが続きましたので、電話や家庭訪問を行い母親と連絡を取りつづけていましたが、その後一度も保育所に登園しておらず、新聞報道によりまずと病院に搬送された2月26日の体重が14kgの栄養失調状態でありました。ちなみに、次男の保育所入所時の体重は入所した月の9月は17.2kg、10月は17.5kg、11月は18kg、12月も18kgと記録していますが、1月は計量をしておりません。家庭児童相談室は、児童福祉法第25条の7の規定に基づき保育所、小学校等からの相談内容や報告等の知り得た情報はすべて、田川児童相談所に報告するとともに訪問調査を依頼し、田川児童相談所の活動報告等を保育所、小学校等へ報告し、情報の集約拠点としてそれらを詳細に記録し、関係部署、機関が連携した対応ができるように努めてきました。

児童虐待の恐れがあるとの情報は、家庭引き取り後、同年9月11日に長男の右下あごにアザがあるのを小学校教諭が発見し、田川児童相談所に報告したのをはじめとし、その後、保育所長も次男に足、あご等にアザがある等の報告を行っております、また、民生委員にも協力していただき、入手した情報をその都度、直接または家庭児童相談室を通じて、田川児童相談所に報告し、田川児童相談所は家庭訪問等を実施し状況の把握に努めていました。事件直前の2月21日も家庭児童相談室は田川児童相談所に家庭訪問による安全確認を依頼し、同日、田川児童相談所職員は家庭訪問を行い、食事をしている母および兄弟を確認しながらも、危険性

を予測できずに、今回の事件に至ったものです。

今回、このように子どもたちのアザ、傷等の情報を得ながら、警察への通報が遅れたこと、前歴があるにもかかわらず施設入所の措置解除により家庭引取りとされたその時期が適切であったのか等、各部署、各機関において検証および対応策を検討するとともに、4月21日には、田川児童相談所が主催し、県、市の関係部署・機関が集まり、弁護士、医師も参加していただき、今回の事件を検証し今後の対応策を検討する会議を開催していただきました。また、警察への通報および児童の一時保護に関しては、今まで、田川児童相談所の判断で行なわれていましたが、今後は、田川児童相談所と打合せのうえ、市からも直接、飯塚警察署へ情報提供を行い、警察署も事件発生前の段階であっても、相談に応じるとの了承をいただいております。保育課の対応といたしましては、所長会議を行い、児童や親の行動に注意をするよう指導しております。また、保育所では、現在暴力的虐待はありませんがネグレクトと思われるケース4名の把握をしております。この4名につきましては、異常があれば、田川児童相談所や児童育成課内に設置しております家庭児童相談室へ報告をおこないます。しかし、今回の事件のように田川児童相談所の対応が遅れていると感じたときについては、保育課として自ら、県の保健事務所の保健士や飯塚市の保健士と連携して、病院への診察や飯塚警察署への連絡を行って行きたいと考えております。今後さらに情報処理能力の向上、関係機関間の連絡体制強化、危機管理意識の高揚等により再発防止を図っていく所存であります。

○ 学校教育課長

本事案の経緯及び経過は、すでに報告がありましたので、学校教育課といたしましては、当時小学校1年生の長男に関する対応等について、報告させていただきます。

学校教育課では、当該児童の在籍校からの報告、相談を受け、関係部署・機関が連携した対応が取れるよう努めてきました。昨年9月11日に、長男の右下あごにあざがあるのを小学校教諭が発見し、児童相談所に報告したことをはじめとして、担任と担当者が筑豊教育事務所巡回相談員にも相談し、家庭への接し方等のアドバイスを受け、実践してきました。また、母親に対しては、心療内科でのカウンセリングを勧め、その後母親は「心のクリニックいいづか」への通院もしておりました。本年1月16日と2月4日にも、長男の顔に傷があることを発見し、話を聞きましたが、親子ともども「野球の特訓をしてできた傷」と答え、虐待の確証を得るには至っておりませんでした。今回の件で、学校は「児童虐待の防止等に関する法律 第5条及び第6条」に基づき、早期発見に努めるとともに児童相談所への通告を行ってはおりましたが、結果的に今回のような事案となってしまいました。学校教育課としましては、これを教訓とし、未然防止のために、「早期発見・関係機関との連携の在り方」等について、4月18日に臨時の校長研修会を実施するとともに、全教職員へ向けまして、市教委作成のパンフレットを配布し、取組の充実について指導したところであります。また、このような事案の対応窓口である各学校の生徒指導担当者の力量向上のために、児童生徒の規範意識の向上、問題行動防止対策とあわせて、年3回の市教委主催の研修会を本年度新規に実施いたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

非常に厳しい事案が出てきたわけです。やはりある意味最大の人権侵害ですよ。これが起こらないようにきちんとやらなくてはならない。法も変わっています、その部分等をやはりきちんともっと多くの方に知らせることが必要ではないかと思っているわけです。児童相談所の権限も変わっている、市町村の体制もある程度変わっていますよね、こういった場合ケース会議等をやられるという部分を以前聞いたことがあるのですが、この部分に関してはそのようなことがあったのかどうかお聞かせいただけますか。

○ 学校教育課長

まず、第1点目につきまして、確かに委員さんのご指摘のとおり本年4月に児童虐待防止法が改正されまして、特に子どもの施設入所の解除に当たってはより慎重にチェックをしながら進めるようになっていきます。また関係機関の連携とともに家庭への児童相談所による強制立ち入りや各保護者の親権剥奪視野に入れた対応も新設されていますので、そのようなことについてもさらに各学校等について啓発をして行く所存です

もう一点、お尋ねにありましたケース会議につきましては、昨年度市内の小学校では22校中9校、中学校では12校中10校が開催していきまして、虐待に関する、これは養育放棄を含めてですがケース会議の回数は合わせて25回となっています。今後もよりきめ細かに子どもたちの様子を観察しながらケース会議を開き各関係機関と連携を深めて行くように指導したいと思っています。

○ 江口委員

25回のケース会議があったという話がありましたが、現実はこの案件に関するケース会議が行われたのかどうか、またケース会議の参加者ご案内いただけますか。

○ 学校教育課長

該当の学校ではケース会議を開いていきまして、そのときの参加者につきましては、児童相談書、ケースワーカー、民生委員、保育所の所長となっています。

○ 江口委員

児童相談所がチェックに回っていたといわれましたよね、そのときどのような形で観察をされたのかわかりましたらお聞かせいただけますか。

○ 児童育成課長

田川児童相談所につきましては家庭引取りから事件発生まで3回の家庭訪問を実施しています。最初の家庭訪問ではアザ等の確認は出来なかったということで、2回目につきましては長男はジャングルジムから落ちたという確認をしています。

○ 学校教育課長

児童相談所は複数回家庭訪問をしていました。先ほど他からも出ていましたが、学校も関係課も家庭訪問していましたが、残念ながら虐待をしているという事実確認にまではいたってなかったという現実があります。法改正に伴いまして、先ほど児童育成課の方からも出ましたとおり警察等の立ち入り援助についても要請をこれまで以上にできるということになっていますので、さらに積極的に家庭にも入り込みまして事実の確認に当たりたいと思っています。

○ 江口委員

ぜひですね、行かれたときに有効なやり方を考えていただきたいと思うんです。現実にはこの子どもは栄養失調、非常に体重も落ちていたわけですよね、ではその体重をどうにかしてはかることも含めてチェック項目として考えなくてはならないと思います。ぜひそういった部分も含めて本当にこれはきちんとやらないと、弱い立場にいる子どもです、ぜひ二度と起きないという部分を市を挙げてお願いいたします。

○ 八児委員

ちょっと視点が違うかも知れませんが、ちょっと話をさせていただきます。私も何点かこういう話を聞かせていただきます。実はですね、暴力でもないけど食事はさせないとかいう案件が何件もあるようですが、そういうことで学校にも来ていない、食事もしていないと。そういうふうな調査についてはやっていますか。

○ 学校教育課長

実は現実問題としましては法的に立ち入り調査権を持っているのは児童相談所だけです。そして児童相談所が警察にその援助を申し出て警察も一緒に中へ強制立ち入り出来るということにはなっていますが、家庭訪問をしまして、今江口委員さんからもご指摘がありましたとおり、極力どのような形でチェックをして行くのか、その具体的な方策まで踏み込んで学校の方、

今後指導してまいりたいと思っています。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか

( 他に質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「公用車による交通事故発生の報告について」及び「公用車による交通事故発生 of 報告について」以上2件について一括して報告を求めます。

○ 高齢者支援課長

公用車による交通事故発生について、2件の報告をいたします。

1件目は、去る1月10日 木曜日 午後4時頃、高齢者支援課嘱託職員が公務を終え 帰庁する途中 市道高崎線と市道車元・露切線が交差する 信号及び停止線もない見通しの悪い 十字路交差点を車元・露切線を減速して直進中市道高崎線を左側から直進してきた相手車両と衝突したものです。 損害状況は、市側は胸部打撲の全治7日間の人身、車両はフロントバンパー、ボンネット及び左ドア等を損傷したものです。相手方は 肋骨骨折 頸椎捻挫による全治3週間の人身 車両はフロントバンパー及び右ドア等を損傷したものです。事故の原因ですが 双方の一旦停止違反及び前方不注意であります。この事故に係る損害賠償は、現在も相手方と協議中であります。

2件目は、去る3月26日 水曜日 午後3時50分頃 愛生苑から愛宕団地5号線へで、シートベルトの装着確認のため減速し左側に車体を寄せ、その後 方向指示器の右折表示をしないまま交差点を右折しようとしたところ、後方から直進してきた相手車両の後部と接触したものです。双方とも人身にケガはなく 車両の損傷は 市公用車は 右フロントフェンダー及び右フロントバンパーを損傷、相手方は左リアフェンダー及び左リアバンパーを損傷したものであります。この事故に係る損害賠償は、現在も相手方と協議中であります。

普段から、安全運転に心がけるよう注意をおこなっていましたが、今後は、毎朝の朝礼で、さらに安全運転についての指導いたします。以上、簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地域福祉計画の策定について」報告を求めます。

○ 社会障がい者福祉課長

お手元に配布いたしております「飯塚市地域福祉計画」、これを本年3月に策定しましたので、ご報告するとともに、その概要についてご説明いたします。

今回、策定しました「飯塚市地域福祉計画」は、『社会福祉法』第107条の規定より、市町村が策定する計画で、地域における福祉サービスの適切な利用、社会福祉事業の発達及び福祉活動への住民参加の促進等について一体的に定めた計画となっております。

この計画の趣旨といたしましては、「地域」という視点から、高齢者、障がい者、児童等を問わず、全ての人が地域の一員として、尊重され、安心して暮らせる地域社会を目指し、「市民」「地域・団体」及び「行政」とが協働して支えていく指針となるものであります。

この計画の策定にあたりましては、「国の策定指針」及び「県のガイドライン」等に基づき策定いたしておりますが、地域住民の「主体的な参加」を基本とするため、約3,000人を対象とした「市民意識調査」それから「市民ワークショップ」の開催及び地区懇談会、関係団体ヒアリング、及びパブリックコメント等を行いまして、その中で出されました「意見や提案」等をもとに、原案を策定し、市の附属機関であります「飯塚市地域福祉推進協議会」でご審議をいただいたものであります。

次に、計画の主な概要についてご説明いたします。計画書の1ページをお願いします。第一部「計画の基本的な考え方」でございますが、この計画の策定にあたり、社会的背景、計画の位置付け、策定方法、及び基本方針等に関する事項を、23ページにかけて記載したものであります。20ページをお願いします。この計画の「基本方針」といたしまして、「お互いを尊重し、支えあい、助け合う、協働の地域づくり、誰もが安心して暮らせるまち、いづか」を基本理念として、その実現に向けての「基本目標」を21ページから22ページにかけ記載し、また、23ページにはその体系図を記載しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。25ページをお願いします。第二部「基本目標と重点施策の展開」につきましては基本目標に対する「取り組み」における「基本的考え方」と「具体的取り組み」を68ページにかけて、それぞれ記載したものであります。一例といたしまして、26ページをお願いします。「基本目標1」に対する「取り組み1」を記載しておりますが、その中の「基本的な考え方」の下段に、アンケート調査、ワークショップ、及び関係団体ヒアリング等で出されました意見やデータ等を抜粋し掲載いたしております。また、27ページの「具体的取り組み」につきましては、この計画の趣旨であります「市民」「地域・団体」及び「行政」との協働による取り組みといたしましてワークショップ等で出された意見をもとに、その基本的役割を「自助・共助・公助」の理念に基づき整理し、記載したものであります。内容の説明につきましては省略させていただきます。63ページでございますが、この計画において、行政が特に重点的に取り組む事項を68ページにかけ記載いたしております。その中で、重点施策1の「小地域福祉活動計画の策定」につきましては、この計画をより実現的なものにするため、地域の実情に応じた「地域の行動計画」を必要とすることから、市内20地区に設立する「地域福祉ネットワーク委員会」を基本とした「小地域福祉活動計画」の策定に、社会福祉協議会、地区社協及び関係団体等と連携を図りながら取り組むものであります。69ページの第三部「計画の推進方法」につきましては、この計画の推進に関する事項を70ページに記載したものであります。また、71ページからは、資料編といたしまして今回行いました「アンケート調査・ワークショップ・市民懇談会・団体ヒアリング調査」等の結果の概要を記載したものであります。

今後の予定といたしましては、この計画の周知を図るとともに地域福祉に関する市民意識の高揚に努め、計画実現に向け関係各課及び団体等と連携を図りながら取り組んで参りたいと考えております。以上、簡単ではございますが「飯塚市地域福祉計画の策定」についてご報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚国際車いすテニス大会の開催について」報告を求めます。

○ 社会障がい者福祉課長

例年、筑豊ハイツをメイン会場に行なわれております「飯塚国際 車いすテニス大会」が、明日、5月13日の火曜日から開催されますのでご報告いたします。資料の1ページでございますが、会期は明日13日（火曜日）から18日（日曜日）までの6日間、会場につきましては、昨年どおりメイン会場を 筑豊ハイツテニスコート、サブ会場を福智町テニスコート及び筑豊緑地公園テニスコートとして、国内・外を含め161名の選手により熱戦が繰り広げられます。資料の2ページをお願いします。この大会において、例年、コスモスコモンの広場で開催されております歓迎レセプションの「ウエルカムパーティー」でございますが、今年度は場所を変え「飯塚オートレース場」内で開催されます。このため、会場までの一般参加者等の交通手段といたしまして、バスセンター、オートレース場間の新飯塚駅経由による巡回バスが5時から約20分間隔で運行されます。また、本市といたしましても、本大会に対する市民意識の



高揚を図るため、歓迎レセプションへの幅広い参加を目的に、各支所からの送迎車両を今年度試行的に運行する予定といたしております。運行時間及びレセプション会場の場所等につきましては、資料のとおりとなっております。委員の皆様も是非ご参加下さいますよう宜しくお願いいたします。以上、簡単でございますが「飯塚国際車いすテニス大会の開催」について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「後期高齢者医療制度について」報告を求めます。

○ 健康増進課長

後期高齢者医療制度につきましては、今年の4月1日から発足いたしております。本委員会においては、「国保医療分・後期高齢者医療保険料比較表」を提出いたしておりますので、ご説明させていただきます。資料では、高齢者一人世帯、高齢者夫婦世帯の場合で、夫、妻のそれぞれの所得における国保税及び後期高齢者保険料の金額を比較いたしております。なお、国保の資産割りは0円で試算いたしております。一番上の行につきましては、被保険者1人、高齢者一人世帯・夫のみ、総所得33万円の場合で、軽減は一番右の列のとおり7割軽減のとなり、国保税は、一番右から3列目の上欄でございますが15,400円、後期高齢者保険料は、一番右から3列目の下欄のとおり15,280円で差し引き200円後期高齢者保険料が安くなります。

次の行につきましては、被保険者2人、高齢者夫婦世帯、総所得33万円の場合で、軽減は一番右の列のとおり7割軽減のとなり、国保税は、一番右から3列目の上欄のとおり22,800円、後期高齢者保険料は、一番右から3列目の下欄のとおり30,500円、差し引き7,700円後期高齢者保険料が高くなります。以下同様の計算を繰り返しております。

全体的にもうしますと、高齢者一人世帯では、後期高齢者医療の保険料が安くなり、高齢者夫婦世帯では、多くの世帯で後期高齢者医療の保険料が高くなるといったことが言えます。

後期高齢者医療の保険証につきましては、約16,000枚を発送いたしておりますが、紛失した方や来ていないといわれる方も多く、4月末までに未着 231人、紛失 165人、破損4人、合計 400人再交付をいたしております。なお、旧保険証を病院に持っていかれた方等につきましては、病院からの問い合わせには被保険者番号を教えております。また、保険者の広域連合におきましては、旧保険証などで本人の確認ができればファックスで被保険者番号等を教えることを、各医療機関に通知いたしております。また、保険証がないために全額払われた方につきましては、もし出されれば市のほうに請求があると思われませんが、今の所そういう方はおられません。簡単ですが以上です。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

いくつか数字の問題も合わせてお聞きしたいと思います。はじめに後期高齢医療制度の対象人数が実際仕事をしてみて何人だったのかということと、それが人口比でどのくらいの%にあたるのか、今もらった資料があればそれを教えていただきたいと思いますが、今の資料には見当たらないという感じがします。それから保険料の計算式はわかりました、ここに書いてあるとおりですね、保険料の最低から最高までの関係でいえば一般論として書いてありますが、具体的に個人の当然名前とかはいりませんが、もし一番安い人、一番高い人がいくらになっているのかお分かりになれば教えていただきたいと思います。それから年金から天引きすることになっていますので年金から天引きされた人の人数ですね、全国的には832万人という数字をきいていますけど、飯塚市の場合、これがどういうふうになっているのか、さらには天引

きできない人の人数もお分かりになれば教えていただきたいというふうに思います。それからいまひとつは年金のない人がおられるんじゃないかと思いますので、その数字についてもお願いしたいと思います。

○ 健康増進課長

まず1点目の後期高齢者の対象者と人口比ということですが、4月1日現在で16,166人でございます。人口比は4月1日現在で134,044人で12.06%となっています。

その次に保険料の最低と最高ということですが、最低は均等割が50,932円でございます、所得割りは0の7割軽減の方が一番安い方になりますので7割軽減で15,200円となります。最高は限度額が50万円でございますので50万円でございます。それと年金から天引きする人数ですが、全体人数が16,166人で、特別徴収＝天引きされる方はそのうち11,302人で大体7割程度になります。それと普通徴収の方は4,864人で全体の3割程度でございます。それから普通徴収の理由ですが、1点目は年金に年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料との合計額が年額の2分の1を超える方、この方については普通徴収となります。それと無年金者等につきましては現在の保険料の賦課が18年度中の所得に基づく暫定賦課となっています、それで7月になりますと本賦課をやることとなりますけど、暫定賦課となりますので詳しい資料を取り揃えておりませんので数字につきましてはお答えすることが出来ませんのでご了承お願いいたします。

○ 楡井委員

今の無年金者の数字は7月になったらわかるのかどうかということですね。それから今まで国保、職場のいろんな保険があると思います、そういう保険の中に入っていて、扶養になっていて今度この後期高齢者の保険の方に切り離される人がどのくらいおられるのかですね、それから苦情の件数は先ほど未着が231とかいうことを聞きましたけど、もしそれら以外に窓口でいろいろ問い合わせがあったんじゃないかと思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○ 健康増進課長

無年金者の数等につきましては本賦課の時にはきちっと出したいと思っています。それと扶養家族からの人の数ですが、この数字につきましても正確な人数は把握できていません。概算の概算となりますけど普通徴収の方で国保以外の方が大体2,600人ほどおられます、広域連合が調査しましたところによりますと社保の方の8割程度が扶養ではないかと、その結果に基づきますと大体2千人くらいが社保等の扶養家族ではないかと思われまます。この数字につきましても本賦課がされました段階できちんと整理したいと考えています。それと、問い合わせとか苦情の内容ですが、問い合わせ等につきましては国保税も後期高齢者もどちらも払うのかとか、本人分は天引きされているが75歳未満の妻はどうなるのかとか、制度的なことの問い合わせが主なものでございました。苦情としましては保険証がきていないとか、年金から天引きするのかといったものが主でございました。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:05

再開 13:00

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

今数字をいくつかお聞きしてきましたけど、担当課だけでは難しい数字もあったんじゃないかと思いますが、課税課等にも援助してもらってなるべく早くそういう状況のわからない数字のところをはっきりしないと策も立たないんじゃないかと思いますので、7月ということにならずに努力していただきますようお願いいたします。

それから、この保険制度の実施に目的ということになると、政府の方はいろいろ言っていますが、実際に施行をしてみても国民に皆さん方の意見等をいろいろ反映されれば、この制度が憲法や老人福祉法など福祉六法といわれるような憲法25条に基づくいろんな諸法がありますのでそういう法の精神から逸脱する医療制度ではないかと思うんですね。それでこれは一般に利用者といいますか、被保険者からだけの意見じゃなくて、この保険に携わる医療機関、そういうところからも非常に大きな反対の声が上がっています。ご承知でしょうが全国で47の都道府県医師会がありますね、そのうち31の都道府県がこの制度そのものに反対しているというような状況も出ています。飯塚市議会は残念ながら意見書の採択にはいたっていませんが、既に560を越す自治体が見直し、廃止、撤回というような意見書を採択している状況もあります。ですから、そういうところから見てもこの制度はすぐに撤回すべきだという状況ではないかと思うわけです。利用する側も対応する側も反対が非常に強いといえると思います。そこで、この窓口負担がどうなっているのかということをお聞きします。同時にいろいろ医療機関に診療報酬にいろいろ難しいことも出ていますので、次の点はどういうことなのか説明していただきたいと思います。

ひとつは後期高齢者診療料というのがあります、これはどういうものか。それから後期高齢者退院調整加算とはどういうものか。いまひとつ、後期高齢者終末期相談支援料というのがあります、これについてお聞きしたいと思いますので4点よろしくお願いします。

○ 健康増進課長

窓口負担はどうなるのかということですが、窓口負担につきましては1割負担でございまして現役並みの所得のある方につきましては3割負担となっています。それと、後期高齢者診療料ということですが、高齢者の同意を得た上で定期的に診療計画を作成しまして総合的な評価、検査、こういったことを通じて高齢者を継続的に把握するといったことで糖尿病や高血圧疾患こういった慢性病の治療を行う医療機関につき600点が算定できるということとございます。それと退院調整加算につきましては、退院が難しい高齢者の円滑な退院を調整するもので、退院時に1回100点加算できるということとございます。あと終末期相談支援料につきましては患者と家族が医療従事者と終末期の診療方針を話し合った場合に1回のみ200点が算定できるということとございます。

○ 楡井委員

確認しておきます。窓口の負担は国民健康保険と同じような取り扱いになるというふうなことでしょう。それで後期高齢者診療料というのが600点ですね、お金になおせば6,000円ということになっているようですが、これはお年寄りに方たちは結構いろんな病気を一緒に持っている、高血圧とか肝臓とかいろいろ含めてですね、そのような人が多いわけですが、そういういろいろなところにかかれなくなる、言うなら診療点を600点以下に抑えなきゃいかんということから診療が受けにくくなるということになるんじゃないかというふうに思います。それからこの退院調整加算というのは、退院をするときに計画を作ることですが、これがそのまま実施されるということになると、病院から早く追い出すというためにお医者さんのほうに100点加算するということにもなると思いますし、この終末期相談支援料というのは今言われたように、いよいよ回復の見込みがないという人たちに対するいうなら延命措置をとりますかとかそういうふうな相談を指導し、相談料を取るんじゃないかというふうに思うんですね。この終末期相談支援料というのは支援の計画を作ったらその場で病院としては2,000円すぐもらえるものなんですか。

○ 健康増進課長

これはレセプトで診療報酬になりますので、レセプトで請求するものと考えています。

○ 楡井委員

結局この終末期相談支援料というのはこの方が亡くならないと請求できないという性質のも

のだと思うんですが、そういう理解でいいですか。

○ 健康増進課長

本人とご家族の方とお医者さんとの延命措置をすとかしないとかそういうふうな相談をされると、確かテレビで言っていたのを私も覚えているんですが、そのようなことだと思っています。

○ 楡井委員

今の話では相談で計画が出来ればレセプトで請求できるというお考えですね。それから、基本健診ですね、これは従来と変わるのか変わらないのかということと、これは後期高齢者医療制度の関係でどうなるのかということと、飯塚市の場合、広域連合ということになるんですが、この場合はどうなるのかということについての説明をお願いしたいと思います。それから葬祭費ですね、国民健康保険からは従来4万円でしたかね出ていたと思いますが、これが今後75歳以上の方たちはどうなるのかについてお願いします。

○ 健康増進課長

基本健診、今年から特定健診ということになりますけど、今までは市が実施していましたが、今年度から保険者が実施することになっていきますので、75歳以上の方につきましては広域連合が実施することになります。それから、葬祭費につきましては後期高齢者につきましては3万円というふうに謳ってあります。

○ 楡井委員

健診の自己負担、これは各広域連合でそれぞれというようなことのようにですが、福岡県の場合は検討中というようなことで500円程度ではないかということも言われています。これらについては広域連合で縛られるかも知れませんが市の独自施策として出来れば負担する方向も検討していただけないかなというふうに思います。葬祭費広域連合で3万円ということですが、これ従来飯塚市は4万円だったんじゃないかと思いますが、確認いいですか。

○ 健康増進課長

飯塚市の国保は4万円でございます。

○ 楡井委員

後期高齢者ではなくて前期高齢者といわれる65歳から74歳までの人たちの国民健康保険料、これも年金から天引きされる方向だというふうに聞いてるんですが、それがそういうことなのか。今一点この前期の障がい者の方たちの医療費の助成と本制度への加入の関係、これをお聞きしたいと思います。

○ 健康増進課長

65歳から74歳までの高齢者の方につきましては先の3月の議会におきまして保険税条例を改正しまして特別徴収をすることを決定いたしています。また、障がい者医療につきましては、特に重度障がい者の方について、これまで健康保険制度の対象者でございまして身体障がい者で言えば1・2級の方自己負担これが1割ございますけど、県と市町村がそれぞれ2分の1ずつ負担いたしておりましたため、障がい者の方の負担はございませんでした。後期高齢者医療制度については65歳から74歳までの重度障がい者の方の制度加入につきましては老人医療制度同様に任意となっています。しかし制度に加入しなかったときにはこれまでの1割負担から65歳から69歳までの方は自己負担は3割に増えます、70歳から74歳までの自己負担20年度は1割ですが、21年度から2割となります、こうなると県と市町村の負担は倍増すると、1割であったものが3割、1割であったものが2割、これを負担することになりますと2倍3倍という結果になってまいります、このため県は制度加入の条件で障がい者の医療助成制度を行うには制度加入を条件としたしています。また、本市としましても県が制度加入を条件といたしていますが、単独ですべての方を負担するようになってまいりますとその倍の負担となってまいります。本市の19年度の予算では2億600万円ほどございますのでこれの2倍3倍というふうになってまいりますので市としましても制度加入者に対して助成し

たいというふうに考えています。

○ 楡井委員

今のご説明では65歳から74歳までの障がい者の方が本制度に加入しなければ今まで県と市が一緒に出していた医療費補助が受けられなくなる、そして自己負担が69歳までは3割、74歳までが1割、そして来年度から2割になるというような説明だったんじゃないかと思うわけです。そういう意味では障がい者の方たちにとっては後期高齢者医療制度が非常に重たい負担になるんじゃないかと思われまます。ですからこういう制度そのものが75歳以上だけでなく、そういう障がい者の方たちにとって重たいものになってきていると思うんです。この福岡県に広域連合はいろんな資料を見ると全国的な水準よりもよくないと思います。代表である市長にこれはがんばってもらって、広域連合の議会で大いに議論もしてもらって住民負担が増えないような方向を検討してもらいたいと思います。いつ連合議会があるかわかりませんが、ぜひ報告なども受けて質問していきたいと思ひます。

次の質問ですが、後期高齢者医療制度の保険料の滞納者についてはどうなるか、この一年は処置がないと思ひますが、年度が明ければそういう人たちも出てくると思ひます。それから国民健康保険会計へどのような影響があるのかなど、先ほど表の説明で2割5割7割の法定減免との関係でいろいろ説明がありましたけど、実際に数字がどうなるのか、まだ新しい課に来て間もない課長さんですから数字の全体が把握できているかわかりませんが、どのような影響があれば教えていただきたいと思ひますが。先ほどの補助の関係との絡みで人間ドックは国保では補助があったのではないかと、私も不勉強で申し訳ないんですが、この国保会計の中で人間ドックへの補助が従来あったのかどうか、さらには75歳以上の方たちは後期高齢者の関係で今まで受けてた人間ドックの補助金が受けられるのかどうか、20年はどうなるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○ 健康増進課長

まず、後期高齢者医療制度の保険料の滞納者への対応ですが、保険料の滞納者につきましては現在の国民健康保険税と同様の措置をとらせていただくこととなります。納付の話し合いの機会を設けても応じられない、履行しない、そういった方で納期限から1年以上滞納している場合に資格証明書の発行をするということとなります。それと後期高齢者の医療制度と国保会計への影響でございます、老人保険制度から後期高齢者の医療制度へ移行した場合の国保会計への影響につきましては、従来老人医療制度で総医療費から個人負担を除いた2分の1を各保険者からの拠出金、残りの2分の1を国・県・市で負担していましたが、今回の制度で高齢者が10分の1、各保険者が10分の4、国・県・市が従来どおり2分の1の負担ということになっています。それで20年度の予算を元に影響額を試算いたしますと老人拠出金及び後期高齢者の支援金を前年度と比較しますと9億2千万ほどの減となります。また、国庫負担金と国保税を差し引きますと7,900万円ほど後期高齢者のほうが少なくなるのではないかと考えています。ただこれも概算ですので実際に確定した段階ではもう少しあとになると思ひますがそのときにははっきりすると思ひます。人間ドックにつきましては19年度まで2割の補助金(後述で訂正あり)で国保対象者に実施していましたが、20年度からは特定健診こういったものも始まります関係で市の国保でも廃止いたしてしています。後期高齢者につきましても人間ドックの補助は実施いたしておりません。

○ 楡井委員

後期高齢者医療制度が始まると国保会計に方で9億2千万円くらい、国との関係もいろいろ含めて約8千万円くらい国保会計が軽くなるというふうに言われたと思ひます。その国保会計が軽くなった分だけ後期高齢者の人たちの負担が増えたということになるわけですね、そういうことを確認しておきます。それから人間ドックは今まで人間ドックを受ける人たちが20%補助があった(後述で訂正あり)、これが特定健診は先ほどお聞きしたような状況で、これも個

人負担、まだ福岡の広域連合は出してないようですが、個人負担でという方向になってきていますので健康診断、早期発見・早期予防という視点からすればこういう措置は全然言っていることとやることが逆行している状況にあるんじゃないかなと思うんです、そういう点を指摘しておきます。

○ 健康増進課長

訂正させていただきます。先ほど2割の補助といたしましたが、自己負担が2割です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市立病院の開設後の状況について」報告を求めます。

○ 健康増進課長

飯塚市立病院が開院し、潁田病院を委譲して1ヶ月が経過いたしておりますので、それぞれの病院の医師数や患者数につきまして報告いたします。

飯塚市立病院の医師数の状況につきましては、2月の厚生文教委員会におきまして、常勤21名、非常勤13名、計34名と報告いたしておりましたが、4月1日現在、常勤20名、非常勤23名、計43名となっております。常勤の1名減につきましては、小児科の医師が来られなくなり非常勤の医師で対応していることによるものです。医師の確保につきましては、地域医療振興協会におきましても、自治医科大学のネットワークや各大学の医学部、また、個人的なつながりによりお願いに行ったりされております。今後とも、地域医療振興協会と市とが連携しながら医師の確保に努めたいと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。市立病院の患者数につきましては、入院・外来あわせて569名減少いたしております。

次のページをお願いいたします。潁田病院につきましては、3月末では、常勤医師3名、非常勤医師23名、計26名でしたが、4月1日から常勤医師4名、非常勤医師18名となっております。入院・外来の患者数につきましては、479名減となっております。以上簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

今の表の説明で、以前報告していただいていたのは21名ということで、それが現在20名ですから1人減ったことになって、その1人減ったのは小児科ですか。

○ 健康増進課長

小児科です。

○ 楡井委員

そうすると常勤医師のところで空白のところは神経内科、小児科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリ科、麻酔科こういうところに常勤医師がいないわけです。これは前々から心配して発言も取り組みの強化も要請してきていたところですが、常勤医師がいる科が4科しかないんですね、それで新しく担当になられた課長ですのでどうこう言うのも気の毒な感じもありますが、こういう結果でスタートして1ヶ月という状況はなにをか言わんやという感じがするんですよ、縄田部長の発言ではお任せください胸をたたいてという感じで発言されていたと思うんですよ、それがこの結果ですよ、まして確認されたときより1名、非常に重要な小児科が減っているということがあるわけです。これじゃちょっと市立病院としての全体に体裁といいますか、これが成り立たないんじゃないかという気がします。それで大きなポスターが、立派なものが出来ていますよね、それは12診療科、4月1日やりますというポスターなんですよ、それを見てお客さんが来るんです、来てから無いんですかと、この無いとこ

ろは紙でも貼って消してくださいと言って帰る人もおるやに聞いています。そういう状況ですからこれは今後どうなるのかという、担当課ということでなく執行部のトップのところでは対策をはっきり言っていたかと思うんです。特に労災病院の流れを組めばですよ、整形外科、脳神経外科、リハビリ科こう言うところは病院の命であったところなんです。ここに常勤がいなくて、脳神経外科にいたっては回診もしていないという状況なんです。これぜひ今後どうなるのか明確なところを答弁して下さい。

○ 保健福祉部長

今後の医師の確保につきましては、ただいま課長が申しましたような状況でございます。私どもも今後地域医療振興協会または市立病院の管理運営協議会等々も立ち上がった中でいろいろ協議して早急に医師の確保が図れるように努力して行きたいと考えています。

○ 楡井委員

ちょっと具体的にお聞きしますが運営審議会ですかね、正確な名前は忘れましたが、この会議、スタートして1ヶ月半近くたちますが、いっぺん位会議をしましたか。

○ 健康増進課長

まだ開催していません。

○ 楡井委員

こういう状況が即座に運営に関わることですよね、これであとからもう少しお聞きしますが、現在の入院患者数、外来患者数で経営が成り立つ見通しなのかどうかということも考えればこれだけ医者がいない状況はすぐさま会議を開いて対策を立てなければいけない、担当課の仕事ではないんじゃないかと思うんです。そういう意味では運営審議会を急いで開いてどう認識してどう対応するのかですね、審議会をすぐに開くべきだと思うんですがいかがですか。

○ 健康増進課長

管理運営委員会につきましては6月に入りまして開かせていただきたいと考えています。

○ 楡井委員

市長もそういうことでよろしいですね、6月というとまだ1ヶ月ありますよ。

それから、働いている人の労働条件についてお聞きしたいんですが、そういう認識ですから労働条件といいますか、働いている人の実際にまでは思いが至っていても手が出ていないという状況もあるかと思いますが、パートの人たちの給料が4月は出ていないということですが、これは認識していますか。

○ 健康増進課長

そういうことはうかがっていませんけども。

○ 楡井委員

4月1日から始まって一月半過ぎてるんですが、4月に働いた分まで含めて給料をもらっていないということです。これは昨日直に働いている人から聞きましたから間違いはないと思います。どういう支払い形態になっているのかそこまで含めて調べていただきたいと思います。もし我々が一月給料が全然無かったらどうなるかということを考えていただきたい。正規の人たちも25日にもらってるんですが、これは25日が給料の支給日だったというふうには従来からも含めて思うんですが、これは実際いつからいつの分を25日にもらったのかというのがもらった本人も理解していないという状況がありましたけど、これは雇用保険のみを引かれた金額だったらいいんですね、そういう状況も含めてなんですが給料が11万円下がっているということも教えていただきましたのでそういう実態なのかどうかもちんと把握していただければというふうに思います。同時に保険証の交付が4月28日だったというんです、そうするとそれまでの分を子どもさんの急病でお医者さんにかかった場合全額払っているんですね、窓口で、当然でしょうが、こういう措置がですね、なぜ4月1日に保険証がわたらなかったのかというのは非常におかしい話だと思うんですよ、これを、理由をきちんとして、その間窓口で立て替

えた全額分はどう措置するのかきちんと掌握していただきたい、掴んでいないという前提で発言していますから。それから勤務時間についてですが8時間8時間8時間という体制になったんですよね、それで現在、夜勤、準夜勤の方たち病棟によって看護師さんの人数が違うそうなんです。聞くところによれば東2病棟は2人、西3病棟が2人、東3病棟、東4病棟、西4病棟はそれぞれ3人おられるそうです、2人のところが問題なんです。休憩時間が当然あるわけです、これもずいぶん減って45分ということですけど、この45分の休憩時間に緊急のことが起こった場合は休憩中の人が病棟で対応せないかんということになるわけです。こういう状態ですから是非3人にしてもらいたいという要望もあっています。それで看護師さんの一番偉い人、総婦長さんですか、その人は働く人がいれば増やしてもいいですよというようなことを言ってるそうです、組合に対しては。しかし元々私たちが聞いていたときには130人くらいの看護師さんを確認しているということだから法定でいえば十分に間に合うと報告を受けていたと思うんですが、今そういう状況だそうです。これもしっかり掌握して措置をとっていただきたいと思います。以上労働条件についてはその程度ですが、これが一部の人たちに聞いた部分ですから、私の言ってることが全面的にこのとおりにどうかということもわかりません。ですから是非きちんと掌握して対応していただくようお願いしたいというふうに思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について」報告を求めます。

○ 教育総務課長

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について」ご説明いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い平成20年度より「教育委員会は、毎年、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表すること。」また、「点検・評価を行うに当っては、学識経験を有する者の知見の活用を図る」ことが義務付けられましたのでご報告いたします。この法律改正の趣旨としたしましては、首長から独立した合議制の教育委員会が自ら設定した教育に関する基本的な方針に基づく教育行政が、地域の特色や課題に応じて効果的に推進され、具体的に執行されているかを、教育委員会が自ら、点検・評価の実施方法や内容を設定したうえで、実施し、その評価の結果を住民の代表である議会に提出し、評価いただくと共に、地域住民への説明責任を果たすことにあります。なお、点検・評価に係る対象事務事業やその方法については、各教育委員会が独自に決定することとされていますことから、現在検討中ではありますが、議会への報告については、20年度終了後の21年6月議会を予定しております。以上、簡単ではありますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立中学校における逮捕事案について」報告を求めます。

○ 学校教育課長

飯塚市立中学校における逮捕事案について、報告をいたします。本年、4月15日(火)午前10時、市内の中学校の職員玄関前において、中学3年生の男子生徒及びその父親が、公務執行妨害及び傷害容疑で、現行犯逮捕されました。1年生の妹の頭髪指導や生活態度への不満から、親子ともどもに興奮がおさまらず、対応した複数の教師に対して暴言・暴行に及んだものであります。学校は、暴力行為があった時点で、警察に通報しまして、かけつけた警察が事



情を聴取し、加害者の逮捕に至った幸いです。学校教育課としましては、学校からの報告を受け、学校教育課長及び課長補佐が学校へ出向き、学校長への状況確認及び職員や当該生徒へのケアの指導を行いました。その後、飯塚警察署へ出向き、状況確認及び今後の対策について協議を行いました。当時1年生の妹の精神的ショックもありましたが、スクールカウンセラーの緊急派遣等を行いまして、現在は教室等へも入れるような状態になっています。また、父親については、裁判所より略式命令が出され釈放され、5月7日に学校に対し謝罪を行っております。また、男子生徒は現在もまだ拘留中でありまして、裁判所に送致され、5月14日に審判が下り、その結果を待つ状況に現在あります。今後とも学校での落ち着きを取り戻すために、このような状況が発生した場合は関係機関等との連携を図りながら対応していくよう指導する所存であります。以上でございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 13:42

再開 13:42

○ 副委員長

委員会を再開いたします。

○ 佐藤委員

若干質問させていただきます。この件の対応は毅然としていて評価できる対応だと思っています。ただ私自身が今気になっているのが、荒れる学校とかモンスターペアレンツとかこのようなことが話題になって大変気になっています。本日、だいたい教育子育て環境のところで質問させていただこうと思っておりましたが、この案件があるので、ここで質問させていただきます。現在荒れる学校等々、田川郡の中学校等々のテレビ報道等がありました。今飯塚市内の中学校ではどういう状況か、そういう場面が見受けられないのかお聞かせください。

○ 学校教育課長

ここに平成19年度の各種別発生件数がありますので、まずそれによりまして報告します。昨年度、生徒、児童間の暴力は中学校で4件、そして対教師暴力が1件、金銭等の強要等が2件報告が 있습니다。また、関係機関への送致や入所につきましては児童相談所への送致が2件、鑑別所5件そのうち2件が少年院ということになっています。また、学校からの報告によりましても、今委員長さんから質問がありましており、現在の状況を学校教育課としても心配している学校が何校かありますので、その支援に当たりたいと考えています。

○ 佐藤委員

今いわれた部分のほかに、子どもたちが教室を抜け出して授業にならないというような場面のある中学校、小学校はありますか。

○ 学校教育課長

そのような件で相談を受けているケースはございます。

○ 佐藤委員

急に言いましたので数をきちんと報告できないと思いますが、飯塚市の小中学校も荒れる学校の要因は持っているという理解をしておきます。それではそのことに対する対応策はどういうことをされているのかお聞かせください。

○ 学校教育課長

荒れる学校になる兆候や可能性があるものと認識をしていますので、学校教育課としては2点の対応強化を考えています。まず、1点目が学校力の向上です、2点目が本件に関わります地域コミュニティ作りでございます。1点目につきましては管理職や教務主任対象の法規認識にかかる研修会を実施いたします。また、生徒指導担当者の初期対応能力の育成や情報整理

能力を育成するための研修会も企画しています。このような新規の研修会を市教委独自ではなく校長会とも共催する事で、学校の主体性も併せて育てたいと考えています。2点目が地域コミュニティ作りです、小中の連携にとどまらず、PTAや地域の教育力を活かした新たな生徒指導の体制作りのためにモデル校のようなものを指定しまして、学校教育課としても特別支援をして行き、他校、他地域への啓発も併せて図りたいと考えています。

○ 佐藤委員

地域コミュニティ、私も必要だと思っています。ちょっとそれはまたあとに持って行ってですね、ある中学校では隣接する中学校同士が協同して夜間補導、たぶん悪い子が多いからでしょう、するような試みをうかがっていますが、教育委員会としてはそれにどのように対応されるのかお聞かせください。

○ 学校教育課長

今質問がありました、おそらくこれは私の想定ですが、その学校の方からも学校教育課のほうに相談があつていまして、今月の23日に第1回目の夜間補導を実施したいと。その件につきましては学校の職員だけでなく自治会にも声をかけて、地域の動きとして保護者の啓発活動もやりたいということですので学校教育課としましても、そのことに同行しながら地域の現状を把握するとともにどのような支援が出来るかを今後模索しながら共同体性で取組んでまいりたいと考えているところです。

○ 佐藤委員

ぜひお願いしたいんですが、私は次のことも考えているんですね。行けばやはりシンナーがある、そして暴走族等がゴールデンウィーク中はずっと走りまわっていました、飯塚市は暴走族追放条例等々を施行していますが、それも、そこの連携をどうするのか、教育委員会だけの枠じゃ収まらない部分があるかと思しますので、行かれて現状把握されて、その結果、その後の対応をまたその都度お聞きして行きたいと思えます。先ほど出ました地域コミュニティ、私は大変必要だと思っています。これは私の主観かも知れませんが、荒れる子どもたちは家庭が複雑な状況であったり、いろんな状況の子が、やはり自分が見放されている寂しい思いから非行に走っているんじゃないかと思えます。そういうところでは地域コミュニティもしっかりしていない、地域コミュニティがしっかりしているところは元気のいい子どもでもそんなに非行が固まって起こらないような状況があると思っていますので、今課長がいわれた部分は教育委員会としての地域コミュニティの取組み方、私が思うには、市長、市営住宅とかそういう部分のところは地域コミュニティが起こりにくい部分があると思えます。そこに市営住宅、県営住宅が重なっていれば、県営住宅の把握は市でしづらい部分があると思うんですね、ここには教育委員会しかこられていませんですけど、私は先ほど報告のありました児童虐待にもあります。児童社会福祉部、教育委員会、市民環境部にあるのかわかりませんが、市全体として地域コミュニティが興っていないところをモデル地区として地域コミュニティを促進する、そういうようなことをして10年後の子どもたちのために何か私はしてほしいと思っています。その辺の見解があれば教育部長でもよろしいのでお聞かせください。

○ 教育部長

質問者言われるとおり、今学校教育の現場、いわゆる学校の教育力それから指導力といひますか学校力の向上というふうに学校教育課長が答えて来た訳ですが、その中でも保護者のいわゆる家庭の力、それにプラス地域の力というものが必要だということで、これは常々学校に参りまして地域との連携ということを書いてきている次第です。その中で教育委員会ということだけでなく、やはり地域コミュニティ、今市長が特に力を入れている部分でございます。この部分については関係各課たくさんございますのでそういうところと連携しながらきちんとした地域コミュニティいわゆる地域との連携を図って行きたいというふうに考えていますのでよろしく申し上げます。

○ 佐藤委員

ぜひですね、今教育委員会がされてあることは教員の方々が地域に溶け込めという部分をしてあると思いますが、先生たちも忙しくて限られた時間の中で地域に溶け込む、一所懸命されてあると思います。だから逆に市が地域コミュニティーを促進して地域で子どもを守る、保護者も疲れてる部分があるかもわかりませんが、その辺強く要望して、もし必要であれば次に教育子育て環境のときにも質問させていただきますのでよろしくお願いします。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:51

再開 13:51

○ 委員長

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「学校開放日」について報告を求めます。

○ 学校教育課長

飯塚市「学校開放日」につきましては、市内全小中学校が一斉に学校を開放し、教育活動を公開することを通して、保護者・地域に対して教育活動への理解と協働意識を高めるとともに、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進することを目的としており、本年度は、6月6日（金）及び11月20日（木）に実施いたします。学校開放日への市民の方々への広報につきましては、市報及び飯塚市ホームページへの掲載、各新聞社に対して掲載要請を行うなどして取組みます。また、各学校からは保護者や校区住民等に対しての広報をするようにしております。なお、現在各小中学校には学校の特色を生かした公開ができるとともに、参観者の更なる拡充が図れるように指導しており、公開内容が決定次第、お知らせするようにしておりますので、参観していただくようお願いいたします。以上報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市文化振興マスタープランの策定について」の報告を求めます。

○ 生涯学習課長

飯塚市文化振興マスタープランの策定について報告いたします。文化振興マスタープランの策定にあたりましては、平成19年2月21日に文化振興基本条例で規定された飯塚市文化振興審議会が市長から諮問を受けまして、計6回の審議会と5回の勉強会を行い、慎重審議の後、マスタープラン案がまとめられまして、平成20年3月26日に答申がありまして、それに基づきマスタープランを策定したものであります。

内容は、お手元に資料をお配りしていますが、5章で構成され、第1章は、策定の趣旨などを記述した「飯塚市文化振興マスタープランの策定にあたって」、第2章は「飯塚市の現況と文化行政のあゆみ」、第3章は「飯塚市文化振興マスタープランの理念と基本目標」、第4章では「文化行政の役割と施策の展開」、第5章で「飯塚市文化振興マスタープラン推進のために」を記述しています。

その中で核となる部分が第4章で、ここでは、飯塚市の文化振興施策を展開するため5本の柱をたて「やさしさと豊かな心が育つまち」づくりを目指そうとするもので、(1)で文化を担う人づくり、(2)は文化活動の場づくり、(3)は文化振興の体制づくり、(4)は文化活動の

ネットワークづくり、(5)は文化の見えるまちづくり、とテーマを掲げまして、それぞれその方針を定めています。

今後は、このマスタープランを基に、飯塚市の文化振興策をどのように進めていくか、総合計画はもとより他の計画との整合性を計りながら、具体的な文化振興施策を検討していきたいと考えています。以上です。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

質問になるのか、要望になるのかわかりませんが、合併して2年が経ちまして、庄内、潁田はよくわかりませんが、穂波と筑穂の庁舎、特に穂波は4階部分一議会があった部分はほとんど活用されていないと思うんです。それから筑穂町については似たりよったりで特に議場はほとんど何も使われてないんじゃないかと思うわけですね。ここをいわゆる文化振興の何かに活用する方法はないものかと思っていたんですが、先日テレビでプラネタリウムを持ち込んで、1千2百万とか私財を持って行ったらいいんですけど、運営は1千万くらいで市か町かがという報道があったんですよね。何かそういう活用の方法を文化の側面から考えることは出来ないかと、すると各支所あたりももっと活用できるんじゃないかと思えます。それから特に筑穂町で住民の方々からお聞きしたんですが、筑穂の庁舎には相当高額な絵画があると、1点5千万とかいう話も聞いた事があると思うんですが、それからあそこにはピアノがあるんですね、前の町長さんの娘さんがピアニストだったというようなこともあっての措置かも知れませんが、ピアノがロビーにおいてあります、あれが今どのような活用をされているのかというのはわかりませんが、そういう穂波の庁舎の中にも書画の額とかそれなりの絵もあります、本庁にはあまり見かけませんが、そういうようなものもありますから全体のそういう文化的なものを調べてもらってそういうのを一堂に展示して絵画館のような形にもって行くような方向を考えてはどうかというふうに各支所を歩いてみてそういうことを思ったんです。ぜひそういう、今文化財というか絵とか書とか彫刻とかそういうのが眠ってるのか掌握はされてると思えますが、そういうことについても検討してもらったらと思いますので、ぜひご一考願えたらと思います。何か答弁が出来るようなことがあれば答弁していただいて。

○ 生涯学習課長

今非常に貴重なご意見をいただきました、先ほど報告もさせていただきましたけども、これからのいろんな総合計画であるとか、あるいは庁舎の管理の問題であるとか関係課ともいろいろ相談をしながら有効活用を図って飯塚市の文化振興を図っていきたいと考えています。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「第16回ふくおか県民文化祭オープニングイベント2008について」報告を求めます。

○ 生涯学習課長

第16回ふくおか県民文化祭オープニングイベント2008について報告させていただきます。平成20年度ふくおか県民文化祭実施事業として、オープニングイベントが飯塚市で開催されることが決まりましたので報告いたします。この決定につきましては今月の19日に決定が来る予定で、現時点では内定ではございます。事業のねらいは、ふくおか県民文化祭オープニングイベントを通して、郷土芸能、伝統文化を県内外に伝えることにより、地域の活性化、福岡県文化の発展に貢献することにあります。期日は10月12日日曜日、場所はコスモスコモン大ホール、コスモス広場、で開催する予定であります。実施する団体については、飯塚文化協

会、川筋太鼓保存会を中心に、飯塚市、福岡県を交えました実行委員会を立ち上げ、この実行委員会が実施団体となります。内容的には、これから実行委員会で詳細が決められることとなりますが、開会式典には、県知事、議長などが出席される予定ですので、市においても相応の出席をお願いしたいと考えております。これから実行委員会の中で詳細について詰められていきますので、計画が具体化したならば改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。